

承認第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

## 木津川市条例第15号

### 木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料（承認第3号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (課税額)	第1条 (略) (課税額)
第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。) 及び その世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合においては、基 礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。	第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。) 及び その世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合においては、基 礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)	第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合 には、 <u>61万円</u> ）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該	第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合 には、 <u>58万円</u> ）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該

減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する  
総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、33 万円に被保険者及び  
特定同一世帯所属者 1 人につき2  
8 万円を加算した金額を超えない  
世帯に係る納税義務者 (前号に該  
当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する  
総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、33 万円に被保険者及び  
特定同一世帯所属者 1 人につき5  
1 万円を加算した金額を超えない  
世帯に係る納税義務者 (前2号に  
該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2～第29条 (略)

減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する  
総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、33 万円に被保険者及び  
特定同一世帯所属者 1 人につき2  
7 万 5, 000 円を加算した金額  
を超えない世帯に係る納税義務者  
(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する  
総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、33 万円に被保険者及び  
特定同一世帯所属者 1 人につき5  
0 万円を加算した金額を超えない  
世帯に係る納税義務者 (前2号に  
該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2～第29条 (略)